令和6年度「第3回 鶴岡ごはん日本一」実施要領

1 趣旨

若手農業者によるお米の食味審査会「鶴岡ごはん日本一」を鶴岡市で開催することにより、米づくりの盛んな鶴岡を PR し、鶴岡産米の価値の向上を図ることを目的とする。加えて、若手農家の米作りに対する意欲を増進させるとともに技術の向上を図る。

2 主 催

鶴岡ごはん日本一実行委員会

3 後援依頼先

山形県、山形大学農学部、山形県立庄内農業高等学校、庄内たがわ農業協同組合、鶴岡商工会議所、 出羽商工会、ふじしま観光協会

4 開催日程

令和6年11月10日(日)

5 場 所

鶴岡市藤島体育館

6 応募要件

- (1) 49歳以下の若手農業者であること。
- (2) 前項の生産者が、主体的に栽培した生産物を出品すること。
- (3) 出品する米は、合計 30a 以上の水田において同一方法で栽培したものであること。
- (4) 山形県内に住所と圃場を有する者であること。
- (5) 法人に所属する農業者の場合は、前項に加え、法人の主たる事務所の所在地が山形県内にあること。この場合につき氏名の前に法人名を付すことが出来るものとする。
- (6) 出品する米は、山形県産地品種銘柄一覧表の水稲うるち玄米の必須銘柄(あきたこまち、コシ ヒカリ、はえぬき、ひとめぼれ、つや姫、雪若丸)であること。
- (7) 出品は1農業者につき1点とする。
- (8) 出品米の栽培管理記録簿の内容を公開可能であること。
- (9)決勝審査(11月10日)に選出された場合、出席できること(特別な事情がある場合を除く)。

7 応募方法

- (1) 応募申込書兼誓約書の提出及びエントリー料の振り込み
 - ①応募申込者は、応募期間内に、応募申込書兼誓約書 [応募要件を満たしていることを誓約するもの](様式1)をFAXまたはメールで「鶴岡ごはん日本一実行委員会事務局」 (以下:事務局)宛てに送付すること。併せて、応募期間内に指定する口座にエントリー料

- 10,000円を納付すること。振込手数料は応募申込者負担とする。
- ※応募申込書兼誓約書の各欄はもれなく記載すること。
- ②応募期間:令和6年6月20日(木)~9月10日(火)17時まで必着のこと。 ※エントリー料の振り込みを確認次第、領収書を郵送する。
- ③応募期間終了後、エントリー番号記載した受付確定通知を送付する。
- (2) 玄米及び栽培管理記録簿の提出
 - ①応募申込者は、令和6年10月21日(月)17時(必着)まで玄米5kg及び栽培管理 記録簿(様式2)を送付すること。
 - ※栽培管理記録簿の各欄はもれなく記載すること。
- (3)辞退について
 - ①応募期間内に辞退の申し出があった者についてはエントリー料を返金する。
 - (9月11日(水)以降の辞退についてはエントリー料を返金しない。)
 - ②辞退の申し出は、事務局に辞退届及びエントリー料の領収書を提出するものとする。
- (4) その他
 - ①応募申込書兼誓約書及び栽培管理記録簿に訂正がある場合は、令和6年10月21日(月) 17時までは訂正を認めるものとする。
 - ②提出された、応募申込書兼誓約書及び栽培管理記録簿並びに玄米は、原則として返却しない。
 - ③応募に要する玄米や送料等は応募申込者負担とする。

8 審査方法

(1) 1次審査:食味値等の測定(10月下旬)

分析機器により水分、食味スコア、タンパク、アミロース、整粒歩合を測定し、上位の生産物 16点を2次審査進出とする。

- (2) 2次審査:審査員による食味官能審査(10月下旬~11月上旬)
 - 1次審査で選出された16点の生産物を精米(上白米)して炊飯し、審査員(地元料理人等)による食味官能審査により8点を最終審査進出とする。
- (3)決勝審査:審査員による食味官能審査(11月10日・大会当日)
 - 2次審査で選出された8点の生産物を精米(上白米)して炊飯し、審査員(事前申し込みした市民)100名による食味官能審査により順位を決定する。

9 結果公表

- (1) 1次審査終了後、選出された16点のエントリー番号を鶴岡ごはん日本一実行委員会ホームページ等(以下:HP等)で公表する。
- (2) 2次審査で選出された8点の応募申込者を入賞とし、最終審査後にHP等で公表する。 また、8点に選出された応募申込者に、電話連絡を行い、最終審査当日の出席確認を行う。
- (3)決勝審査で選出された上位3点の応募申込者を最優秀賞(第1位)、優秀賞(第2位)、優 良賞(第3位)とし、最終審査後にHP等で公表する。

10 表彰

- (1) 最優秀賞には、最優秀賞盾、賞状、大会委員長賞を贈呈する。
- (2)優秀賞には、賞状、優秀賞賞品を贈呈する。
- (3)優良賞には、賞状、優良賞賞品を贈呈する。
- (4) 入賞には、賞状を贈呈する。
- (5) 審査員特別賞を設け、記念品を贈呈する。

11 その他

- (1) 前大会で最優秀賞を受賞したものは大会に出場できないものとする。
- (2) 提出書類に虚偽の申告があった場合、また不正等が判明した場合は、審査を中止し、失格とする。
- (3)決勝審査に進出した場合の交通費等は応募申込者負担とする。
- (4) 審査結果については、いかなる場合も異議申し立てを認めない。
- (5) 得られた個人情報は、本審査会の目的以外では使用しない。
- (6) 災害や新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の状況により、審査会の開催や審査方法を変更する場合がある。
- (7) その他審査会の実施について必要な事項については別に定める。

12 スケジュール

内 容	日 時 等	備考
応募申込受付	令和 6 年 6 月 20 日 (木) ~9 月 10 日 (火) 17 時まで必着	・応募申込書兼誓約書の提出 ・エントリー料 10,000 円を指定する口座 に振り込みすること。
受付確定通知送付	令和6年9月11日(水)以降 に通知	・受付確定通知(エントリー番号記載)の通知
玄米及び栽培管理 記録簿の提出	令和 6 年 10 月 21 日 (月) 17 時まで必着	・事務局に玄米5kgを送付すること ・栽培管理記録簿の提出すること。
1次審査	令和 6 年 10 月下旬	・分析機器等により測定 ・生産物 1 6 点を 2 次審査進出とする
2次審査	令和6年10月下旬~11月上旬	・食味官能審査 料理人等により8点を 選出し、入賞とする ・決勝審査の出席確認
決勝審査	令和6年11月10日(日)	・食味官能審査 市民 100 名により上位 3 点を選出し、各賞を決定する。 ・決勝審査終了後に表彰式を実施